

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 趣旨

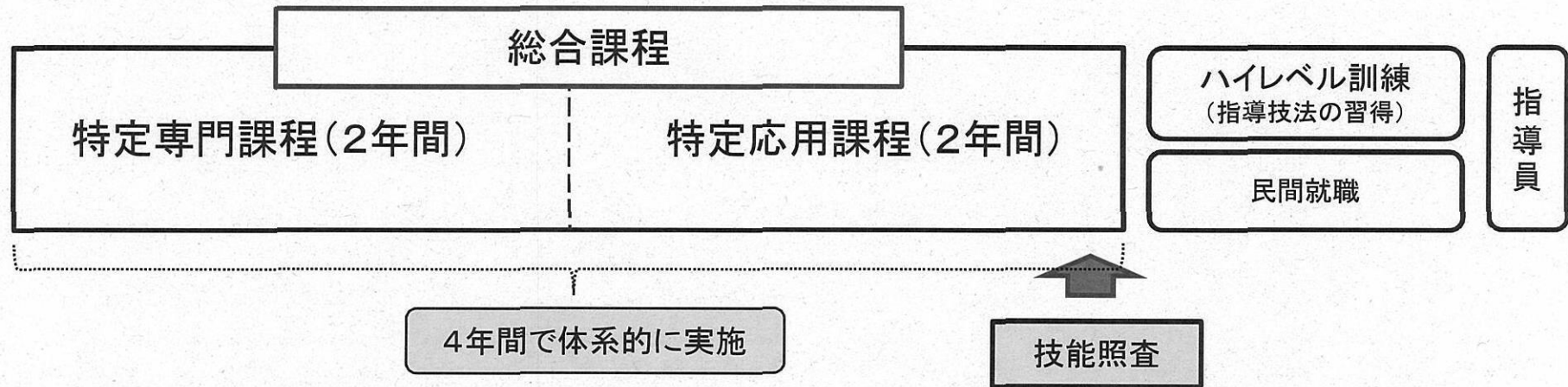
職業能力開発総合大学校（以下「総合大」という。）の職業訓練指導員の見直しについて、平成 22 年 7 月 28 日の労働政策審議会職業能力開発分科会において了承された「職業能力開発総合大学校における指導員訓練の見直しについて」を踏まえ、総合大（小平校）において、生産技術・生産管理部門のリーダーとなり得る人材を育成するとともに、将来的に質の高い職業訓練指導員となり得る人材を育成するため、特定専門課程及び特定応用課程を設けるとともに、それらを体系的に実施する職業訓練（総合課程）を実施することとする（平成 24 年度入校生から募集開始）。

2 概要

- (1) 総合大が実施する専門課程及び応用課程は、他の職業能力開発大学校が実施する専門課程及び応用課程と区別する必要があるため、特定専門課程及び特定応用課程とし、これらを体系的に実施する職業訓練課程として総合課程を設けることを規定する。（第 36 条の 2）
- (2) 特定専門課程及び特定応用課程の訓練基準等を規定する（第 36 条の 2 の 2 及び第 36 条の 2 の 3）。
- (3) 職業訓練修了時に実施する技能照査については、特定専門課程を修了時には実施せず、特定応用課程修了時に実施することを規定する（第 36 条の 4）。
- (4) その他所要の改正
- (5) 施行日は平成 24 年 4 月 1 日とし、平成 23 年 4 月以前に総合大（小平校）の専門課程及び応用課程に入学した者については、なお従前のこととする。

職業能力開発総合高等学校の総合課程について

「職業能力開発総合高等学校における指導員訓練の見直しについて」(平成22年7月28日 労働政策審議会職業能力開発分科会とりまとめ)において、「将来的にも安定的に質の高い訓練指導員の供給が行われる制度とする」ことが必要であるとされている。これを踏まえ、生産技術・生産管理部門のリーダーとなり得る人材を育成するとともに、将来的に質の高い職業訓練指導員となり得る人材を育成するため、職業能力開発総合高等学校(小平校)の特定専門課程及び特定応用課程を体系的に実施する職業訓練(総合課程)を実施する(平成24年4月開始)。



※独立行政法人大学評価・学位授与機構に学位授与認定を申請予定

職業訓練の種類（現行）

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間	根拠条文
普通職業訓練	普通課程	中卒者等又は高卒者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期の課程	高卒者等1年 総訓練時間1,400時間以上 中卒者等2年 総訓練時間2,800時間以上 かつ、1年につき概ね1,400時間	規則第10条 規則別表第2
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業上必要な技能（高度の技能を除く。）・知識を習得させるための短期間の課程	6月以下 総訓練時間 12時間以上 ただし、管理監督者コースにあつては、10時間以上	規則第11条 規則別表第3～5
高度職業訓練	専門課程	高卒者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期の課程	高卒者等2年 総訓練時間 2,800時間以上 かつ、1年につき概ね1,400時間	規則第12条 規則別表第6
	専門短期課程	在職者労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識等を習得させるための短期間の課程	6月以下 総訓練時間 12時間以上	規則第13条
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期の課程	専門課程修了者等2年 総訓練時間 2,800時間以上 かつ、1年につき概ね1,400時間	規則第14条 規則別表第7
	応用短期課程	在職労働者等に対し、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間 60時間以上	規則第15条